

■入札説明書に関する質問への回答

No.	資料名	頁	該当箇所					項目名	質問内容	回答
			1	(1)	ア	(イ)	a			
1	入札説明書	33	6	(1)	イ			SPCの設立	<p>SPCの設立時期について、「事業仮契約締結までに設立すること」となっていますが、仮契約締結までにSPCが具体的にどのような状態になっておかなければならないか、確認させてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SPCは契約行為を行うことができる主体として法に則った形で設立されている ・川崎市の競争入札参加資格申請が完了している <p>等が考えられると思いますが、入札参加資格申請まで完了させるのはスケジュール上かなり難しい状況です。3月の特定事業契約締結までに参加資格申請が完了していることで可としていただきたく、よろしくお願いたします。</p>	<p>SPCは事業仮契約の締結を予定している令和5年1月中旬までの設立が必要です。</p> <p>SPC設立後の川崎市競争入札参加資格審査申請につきましては、事業仮契約時に登録が完了していることが基本となります。詳細につきましては、ご相談ください。</p>
2	入札説明書								<p>入札説明書によると、本事業では、市が事業者を地方自治法第244条の2第3項に基づく指定管理者として指定する予定となっています。</p> <p>指定管理者は、公の施設の管理者であることから、指定管理の業務を行う際に必要な設備や備品等の設置においては、占用料の支払いは要しないことを確認させてください。</p>	<p>指定管理者が指定管理業務において必要となる設備や備品等の指定管理範囲内への設置については、市への使用料等の支払いは必要ありません。</p>